

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年1月29日
【発行者名】	日本プライムリアルティ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 金子 博人
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目9番9号
【事務連絡者氏名】	株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役財務部長 古屋 康夫
【電話番号】	03-3231-1051
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	日本プライムリアルティ投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 39,120,570,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 2,249,100,000円 <small>(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額 と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格 の総額は上記の金額とは異なります。</small>
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none">1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年1月17日に提出した有価証券届出書（平成19年1月26日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成19年1月29日開催の役員会において発行価格等を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (8) 申込期間
- (11) 払込期日
- (13) 手取金の使途
- (14) その他

- ① 引受け等の概要
- ② 申込みの方法等

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格
- (8) 申込期間
- (11) 受渡期日

_____ 罫の部分は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

(3)【発行数】

<訂正前>

90,000口

(注) 後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載の通り、本募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、本募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である東京建物株式会社から5,000口を上限として借り入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

<訂正後>

90,000口

(注) 後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載の通り、本募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、本募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である東京建物株式会社から借り入れる本投資証券5,000口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

376億円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における本投資証券の時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

39,120,570,000円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格決定日（以下に定義されます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本投資証券の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定します。

(注2) 平成19年1月29日（月）から平成19年1月31日（水）までのいずれかの日に本募集における価額（発行価格）及び申込証拠金を決定し、併せて発行価額（投信法上の払込金額であり、本投資法人が本投資証券1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します（以下、かかる日を「発行価格決定日」といいます。）。

(注3) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額（引受価額）との差額の総額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

一口当たり449,820円

(注) 下記「(14) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額（引受価額）との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注1、2)の全文削除及び(注3)の番号削除

(8) 【申込期間】

<訂正前>

平成19年2月1日（木）から平成19年2月5日（月）まで

(注) 申込期間は、上記の通り内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。上記申込期間は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年1月23日（火）から平成19年1月31日（水）までを予定していますが、実際の発行価格決定日は、平成19年1月29日（月）から平成19年1月31日（水）までの間のいずれかの日を予定しています。したがって、申込期間が最も繰り上げられた場合には、「平成19年1月30日（火）から平成19年2月1日（木）まで」となることがあります。

<訂正後>

平成19年1月30日（火）から平成19年2月1日（木）まで

(注)の全文削除

(11) 【払込期日】

<訂正前>

平成19年2月8日（木）

(注) 払込期日は、上記の通り内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。上記払込期日は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがあることにつき、上記「(8) 申込期間」と同じです。払込期日が最も繰り上げられた場合には、「平成19年2月6日（火）」となることがあります。

<訂正後>

平成19年2月6日（火）

(注)の全文削除

(13) 【手取金の使途】

<訂正前>

本募集における手取金（376億円）は、本募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金（上限21億円）と併せて、本投資法人の借入金の返済（270億円）及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金等（127億円）に充当します。

(注) 上記の手取金は、本書の日付現在における本投資証券の時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本募集における手取金（39,120,570,000円）は、本募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金（上限2,173,365,000円）と併せて、本投資法人の借入金の返済（27,000,000,000円）及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金等（14,293,935,000円）に充当します。

(注)の全文削除

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、発行価格決定日に決定される予定の発行価額と同額の引受価額にて本投資証券の買取引受けを行い当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受人は、払込期日に引受価額の総額を、本投資法人に払い込み、引受価額の総額と発行価格の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定)
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	
計		90,000口

(注1) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注2) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント（以下「資産運用会社」といいます。）は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。引受人は、かかる契約に基づき、本投資法人から委託された、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の買取引受けを行います。

(注3) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

(注4) みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社を「共同主幹事会社」ということがあります。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成19年1月29日（月）に決定された発行価額と同額の引受価額（一口当たり434,673円）にて本投資証券の買取引受けを行い当該発行価額と異なる価額（発行価格）（一口当たり449,820円）で募集を行います。引受人は、払込期日に引受価額の総額を、本投資法人に払い込み、引受価額の総額と発行価格の総額との差額（一口当たり15,147円）は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	36,000口
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	18,900口
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	12,600口
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	8,100口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	8,100口
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	2,700口
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	1,800口
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	1,800口
計		90,000口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント（以下「資産運用会社」といいます。）は、平成19年1月29日（月）に引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。引受人は、かかる契約に基づき、本投資法人から委託された、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の買取引受けを行います。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

(注3) みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社を「共同主幹事会社」ということがあります。

(注1)の全文削除及び(注2、3、4)の番号変更

② 申込みの方法等

<訂正前>

(二)本投資証券の受渡期日は、平成19年2月9日（金）の予定です。本投資証券は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）に預託され、その追加上場日（平成19年2月9日（金））から売買を行うことができます。また本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知した投資家には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。保管振替機構に本投資証券を預託する投資家は、名義書換を行う必要はありません。

(注) 受渡期日及び追加上場日は、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。上記受渡期日及び追加上場日は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがあることにつき、上記「(8) 申込期間」及び「(11) 払込期日」と同じです。受渡期日及び追加上場日が最も繰り上げられた場合には、「平成19年2月7日（水）」となる場合があります。

<訂正後>

(二)本投資証券の受渡期日は、平成19年2月7日（水）です。本投資証券は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）に預託され、その追加上場日（平成19年2月7日（水））から売買を行うことができます。また本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知した投資家には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。保管振替機構に本投資証券を預託する投資家は、名義書換を行う必要はありません。

(注)の全文削除

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

5,000口

(注1) オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」に記載する本募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、本募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である東京建物株式会社から5,000口を上限として借り入れる本投資証券の売出しです。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほ証券株式会社が東京建物株式会社から借り入れた本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は、平成19年1月17日（水）開催の本投資法人役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口5,000口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、本募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（当該日が営業日でない場合は前営業日）の3営業日後の日を払込期日として行うことを決議し、平成19年1月17日（水）に有価証券届出書を関東財務局長に提出しています。

なお、本件第三者割当は、本投資法人よりみずほ証券株式会社に付与される予定の選択権（以下「グリーンシューオプション」といいます。）であり、本募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（当該日が営業日でない場合は前営業日）がその行使期限です。

また、みずほ証券株式会社は、本募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資証券の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、その口数のすべてが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後 略）

<訂正後>

5,000口

(注1) オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」に記載する本募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、本募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である東京建物株式会社から借り入れる本投資証券5,000口の売出しです。

オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほ証券株式会社が東京建物株式会社から借り入れた本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は、平成19年1月17日（水）及び平成19年1月29日（月）開催の本投資法人役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口5,000口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成19年3月7日（水）を払込期日として行うことを決議し、平成19年1月17日（水）に有価証券届出書を、平成19年1月26日（金）及び平成19年1月29日（月）に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長に提出しています。

なお、本件第三者割当は、本投資法人よりみずほ証券株式会社に付与された選択権（以下「グリーンシューオプション」といいます。）であり、平成19年3月2日（金）がその行使期限です。

また、みずほ証券株式会社は、平成19年2月2日（金）から同年3月2日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、その口数のすべてが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後 略)

(4) 【売出価額の総額】

<訂正前>

22億円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における本投資証券の時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

2,249,100,000円

(注)の全文削除

(5) 【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 上記売出価格は、本募集の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

一口当たり449,820円

(注)の全文削除

(8) 【申込期間】

<訂正前>

平成19年2月1日（木）から平成19年2月5日（月）まで

(注) 上記申込期間は、本募集の申込期間と同一とします。上記申込期間が繰り上げられる可能性があることにつき、上記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（8）申込期間」をご参照下さい。

<訂正後>

平成19年1月30日（火）から平成19年2月1日（木）まで

(注)の全文削除

(11) 【受渡期日】

<訂正前>

平成19年2月9日（金）

(注) 受渡期日については、本募集の対象となる本投資証券の受渡期日と同一とします。上記受渡期日が繰り上げられる可能性があることにつき、上記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（14）その他 ② 申込みの方法等」をご参照下さい。

<訂正後>

平成19年2月7日（水）

(注)の全文削除